

表 44 【B】本質的価値を表す諸要素以外の要素の保存管理の方法(1)

構成要素		保存管理の方法
【B】 1 史跡の理解に有効な諸要素	ガイダンス施設 (仙台藩白老元陣屋資料館)	<ul style="list-style-type: none"> ・本史跡のガイダンス施設として、展示環境の向上や主催事業の充実化を推進する。 ・交流や郷土史発信の拠点化を目指し、利用環境の向上を図る。 ・収蔵資料にとって良好な保存環境を整える。
	絵図面	<ul style="list-style-type: none"> ・展示などによる劣化を減退するための措置を講じる。
	立体展示 平面展示	<ul style="list-style-type: none"> ・現状維持を原則とし、老朽化や破損が進捗した際は改修する。 ・定期的な薬剤などの塗布により、部材の腐食の進捗を抑える。
	野草園	<ul style="list-style-type: none"> ・育成状況や当初設計を検証した上で、保存管理方法の見直しを図る。
	三好監物歌碑	<ul style="list-style-type: none"> ・現状維持を基本とし、破損などが確認された場合は改修する。
	藩士植樹の 赤松の後継樹	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 28(2016)年に植栽した株は現状のまま育成を続ける。 ・枝葉からの培養を再度実施し、引き続き苗木の育成に努める。
	神社の関連施設	<ul style="list-style-type: none"> ・設置に携わった地域住民と連携しながら、当面は現状の維持を図る。 ・破損や本史跡の保存に悪影響を及ぼすと判断した場合には、関係者の同意を得た上で対策を講じる。 ・今後の調査により本来の関連施設の痕跡を発見した場合は、関係者の同意を得た上で除去などを検討する。
フシコ ウトカンベツ跡	<ul style="list-style-type: none"> ・流路の復元に向け、発掘調査などの準備を進める。 	
【B】 2 史跡の保存活用に有効な諸要素	史跡標柱 史跡境界標 史跡説明板	<ul style="list-style-type: none"> ・統一的な設置基準に基づく施設であるため現状を維持し、必要に応じて改修の措置を講じる。
	散水栓	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木管理の在り方を整理した上で、維持もしくは撤去を判断する。 ・維持の場合は機能を検証し、景観への配慮を含めた改修を検討する。
	さく井及び ポンプ施設	<ul style="list-style-type: none"> ・当面は現状を維持するが、フシコウトカンベツの保存管理に即して取扱いを検討する。
	サイン類	<ul style="list-style-type: none"> ・サイン計画において要否を整理し、新設、改修、移設、撤去を判断する。
	周遊路	<ul style="list-style-type: none"> ・遺構の保護や景観との調和を図り、利用者の利便性や安全性を考慮した導線計画を策定する。
	人道橋	<ul style="list-style-type: none"> ・木造部の橋桁や基礎部の鉄鋼それぞれの状況を観察し、計画的に補修や整備を進める。
	便益施設	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の利便性を踏まえ、本史跡の景観との調和や遺構の保護を図りつつ、機能性の向上や既設施設の移設を検討する。
	広場	<ul style="list-style-type: none"> ・本史跡の玄関口として、景観との調和に配慮した保存管理を継続する。

表 45 【B】本質的価値を表す諸要素以外の要素の保存管理の方法（2）

構成要素		保存管理の方法
【B】 3 【】 その他の諸要素	整備樹木	・樹木管理マニュアルにより取扱いを定める。 ・本史跡に自生しない樹種や遺構に影響を与える樹木は伐採する。
	記念植樹樹木	・関連団体と協議の上で伐採や史跡指定地外への移植を進める。
	イオル事業の植栽植物と説明板	・本史跡の保護とは関係ない施設であるため、所管課と協議の上で史跡指定地外へ移設する。
	モニュメント	・当面は現状を維持するが、寄贈者や製作者とは取扱いの協議を進める。
	作業物置	・草刈り機などの管理機材の保管場所を新設し、現在の施設は撤去する。
	塩釜神社麓の土俵跡	・本史跡には関係のない施設のため撤去する。
	塩釜神社麓の石灯籠	
	ウトカンベツ川	・各所管課と連携しつつ現状の維持に努める。
	公衆道路及び付属物	・文化財保護法以外の法規制を受けるため、現状変更を要する場合は文化庁や北海道教育委員会とも情報の共有を徹底する。
	私道	・個人の権益を踏まえつつ、原則として現状維持を徹底することで地権者の了解を得ていく。
	水道施設	・必要なインフラであることから現状を維持し、所管課とは取扱いや現状変更時の情報共有を徹底する。
	農業水路	・個人の権益を踏まえつつ、原則として現状維持を徹底することで地権者の了解を得ていく。
	水路跡及び用水榭	・本史跡には関係のない施設であるため撤去する。
	高圧送電線及び鉄塔	・原則として現状の維持を図るが、可能となった時点で移設あるいは廃止する。
民家整備工場 牧場	・個人の権益を踏まえつつ、原則として現状維持を徹底することで地権者の了解を得ていく。	

第4節 現状変更等の手続や取扱基準

1 現状変更等の手続

(1) 文化財保護法第125条（現状変更等の制限及び原状回復の命令）において、史跡指定地で現状を変更し、または、その保存に影響を及ぼす行為（以下、「現状変更等」とする。）をしようとする場合は、文化庁長官の許可を受けなければならないと定められている。

ただし、同法第184条第1項二（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）では影響が軽微なものについて北海道教育委員会に許可権限が、同法第184条の二（認定市町村の教育委員が処理する事務）では認定市町村の教育委員会に許可権限が与えられている。

さらに、北海道教育委員会は、北海道教育委員会の事務処理の特例に関する条例第2条の定めるところにより、町村教育委員会に権限を移譲することができるが、白老町はまだ権限を委譲されていない。

このため、現状変更などを計画する事業者は、事前に白老町教育委員会に連絡し、その影響について協議した上で、必要に応じて現状変更申請の手続をとることとなる。

現状変更等の手続は図52「現状変更等の手続の流れ」のとおりである。

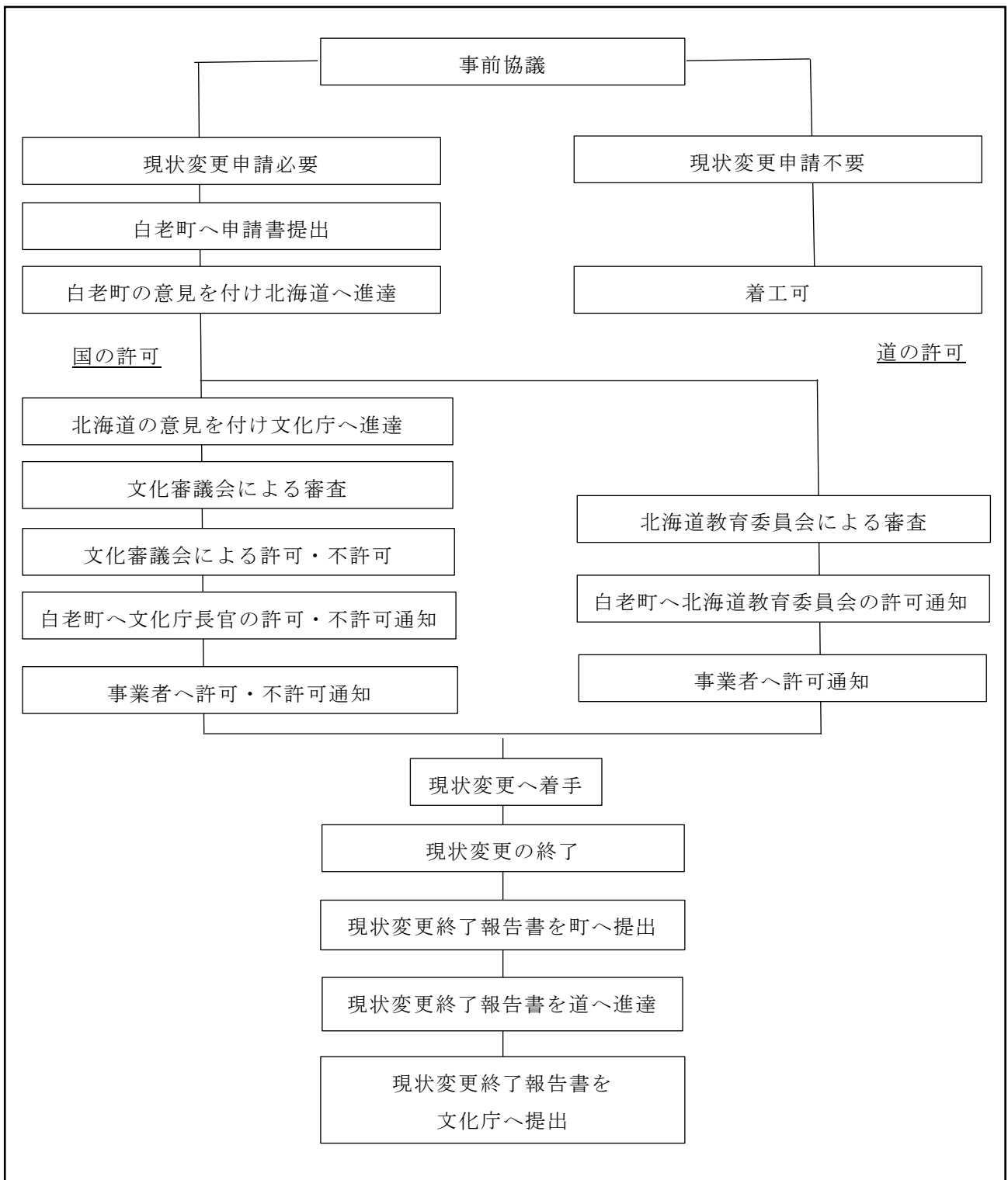


図 52 現状変更等の手続の流れ

(2) 文化財保護法第 125 条には、現状変更申請の必要がない行為として、「維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置をとる場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合」と定められている。

図 52「現状変更等の手続の流れ」では、現状変更等の許可を要しない行為について整理し、図 53「災害時などの対応方法」では現状変更などの許可を要しない行為のうち、自然災害のために必要な応急措置をとるまでの連携・通報・報告などの体制を示す。

表 46 現状変更等の許可を要しない行為

行為の種別	現状変更等の取扱基準
自然災害などに伴う 応急措置	<ul style="list-style-type: none"> 地震、台風などの災害による土砂などの流出、き損または衰亡の拡大を防止するための応急措置 被災後の暴落工作物、倒壊樹木、土砂などの除去
日常業務	<ul style="list-style-type: none"> 清掃や農作業、個人宅の住宅管理
植生管理	<ul style="list-style-type: none"> 危険木の伐採・剪定、草刈りなど
整備に伴う日常的維持管理	<ul style="list-style-type: none"> 工事の案内板、管理用柵などの地上部への設置 史跡へ及ぼす影響が軽微なもの

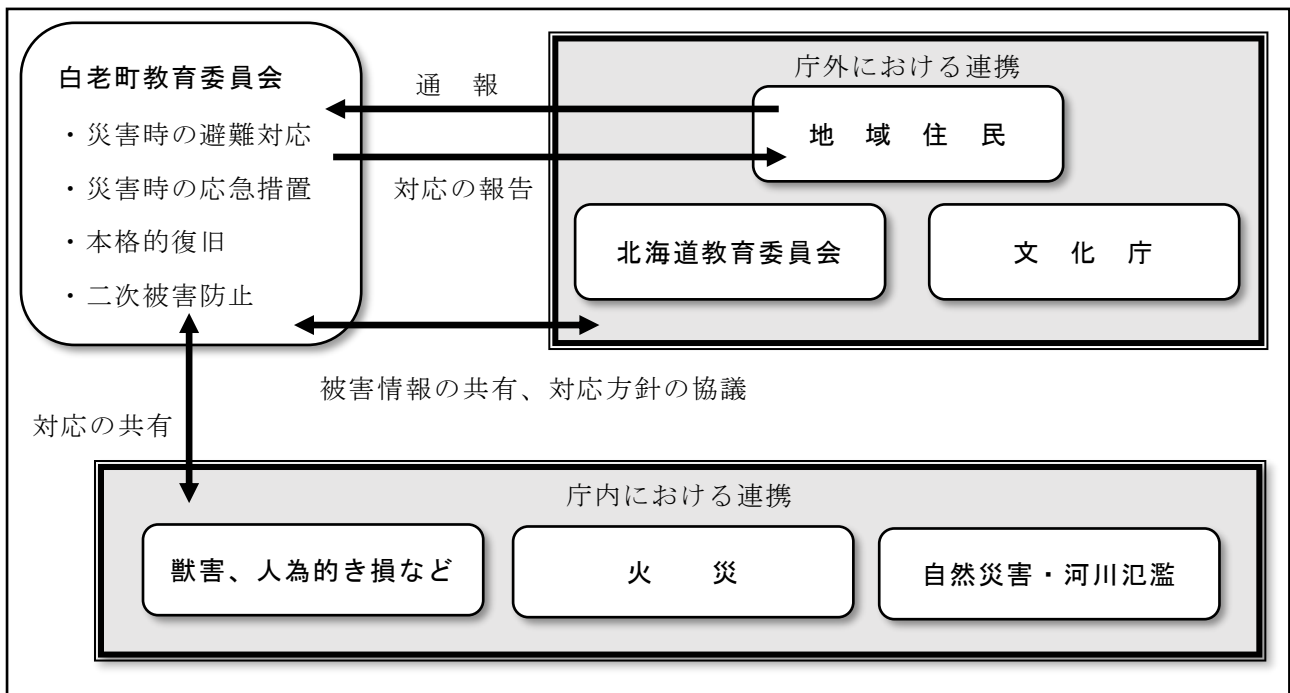


図 53 災害時などの対応方法

2 現状変更等の取扱いに関する地域区分

(1) 本計画に関連する地域を図 54「現状変更等の取扱いに関する地域区分」に示すとおり 3つの地域に分け、それぞれ取扱いを定める。なお、本質的価値に該当する遺構などが発見された場合には、区分の見直しや追加指定を検討する。

- ①中核地域：史跡指定地のうち、本史跡の本質的価値を表す諸要素が所在する地域
本史跡の本質的価値の保存・活用のために必要な行為以外は認めない。
- ②周辺地域：史跡指定地のうち、本史跡の本質的価値を表す諸要素が見られない地域
本史跡が快適に活用されるために必要な施設などの設置は認める。
- ③緩衝地域：史跡指定地外
あらかじめ次の行為については、事前に白老町教育委員会へ取扱いを相談することとする。

- ・ 800 m²以上の土地の改変
- ・ 20m以上の高さがある家屋など建築物の新築及び改築
- ・ 造成面積が 1,000 m²以上のローラーパネルや、高さ 10mを超える風力発電施設など建造物の新設及び改設

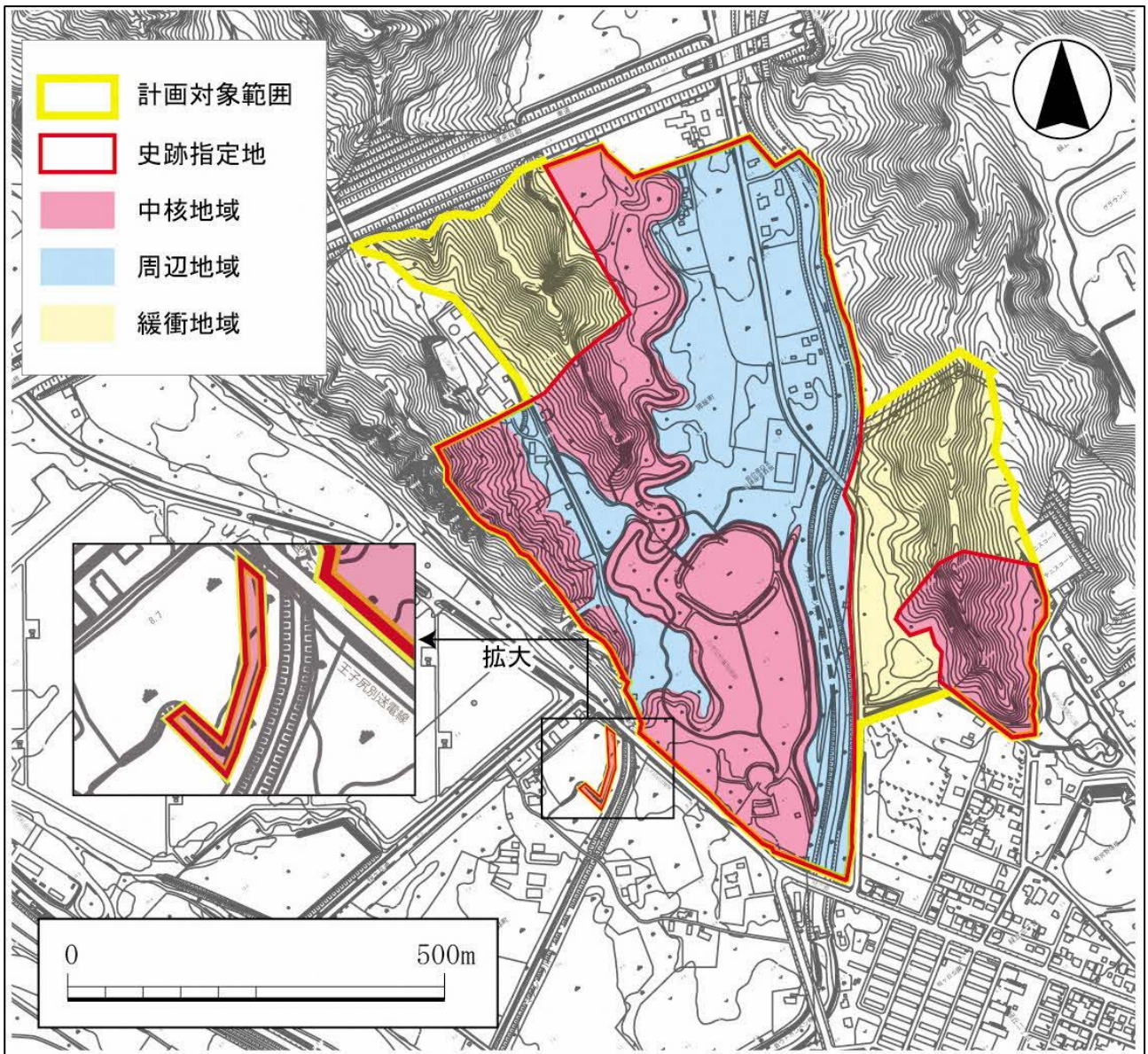


図 54 現状変更等の取扱いに関する地域区分

表 47 現状変更等の取扱い基準

現状変更等の種類	中核地域	周辺地域
地形の変更	<ul style="list-style-type: none"> 本質的価値を表す諸要素の復元に要する変更は認める。 	<ul style="list-style-type: none"> 原則として認めない。 文化財保護法以外の法令による制約を受ける要素については、本史跡の本質的価値を高める行為については認める。
発掘調査	<ul style="list-style-type: none"> 学術調査や本史跡の保存活用に伴う調査は、必要最小限の範囲において、本質的価値を表す諸要素に影響を及ぼさないことを条件に認める。 	<ul style="list-style-type: none"> 本史跡の保存・活用に伴う調査や、学術調査については原則として認める。
木竹の植栽 又は伐採	<ul style="list-style-type: none"> 本質的価値を表す諸要素の保存・活用に資する植栽又は伐採は認める。 	<ul style="list-style-type: none"> 木竹の伐採は、本史跡の景観を阻害しない範囲において、原則として認める。 本史跡の保存・活用に資する植物以外の植栽は認めない。

現状変更等の種類	中核地域	周辺地域
建築物の新築や改築など	<ul style="list-style-type: none"> ・本質的価値を表す要素の復元や再整備は認める。 ・建築物の撤去は原則として認める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本史跡の保存・活用に資する建築物の新築や改修及び移築は認める。 ・建築物の撤去は原則として認める。 ・私有地においては、生活や生業上必要なもので、本史跡に影響を及ぼさないことを条件に、建築物の新築や増築、改築や改修は認める。
工作物の新設や改設など	<ul style="list-style-type: none"> ・本質的価値を表す要素の復元や再整備は認める。 ・工作物のうち、電柱、電線、水管は、本史跡の保存活用に資する場合に限り、新設や修理、改設や移設を認める。また、下水管に代わる浄化槽を埋設する場合は上記に準拠し、新設や修理、移設や改設を認める。 ・工作物の撤去は原則として認める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本史跡の保存・活用に資する工作物の新設や改修及び移設は認める。 ・工作物のうち、電柱、電線、ガス管、水管、下水管その他これらに類する工作物は、インフラの確保として必要不可欠なものにおいて、本史跡に影響を及ぼさないことを条件に、新設や修理を認める。 ・工作物の撤去は原則として認める。 ・私有地においては、生活や生業上必要なもので、本史跡に影響を及ぼさないことを条件に、新設や増設、改設や改修は認める。
農地の開墾や耕作	<ul style="list-style-type: none"> ・農地の開墾、耕作は認めない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地の開墾、耕作は原則として認めない。
土石の採取 鉱物の採掘	<ul style="list-style-type: none"> ・土石の採取、鉱物の採掘は認めない。 	
道路及び登山道の (付帯施設含む)の 復元、改修、新設	<ul style="list-style-type: none"> ・本質的価値を表す諸要素の復元や整備は認める。 ・道路及び登山道の新設や改修は、本史跡の保存・活用に資する場合において認める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路及び登山道の改修、新設は原則として認めない。 ・文化財保護法以外の法令による制約を受ける要素については、本史跡の本質的価値を高める行為については認める。 ・私有地においては、生活や生業上必要なもので、本史跡に影響を及ぼさないことを条件に、新設や増設、改設や改修は認める。
水面（水路、池等） の復元、改修 新設、撤去	<ul style="list-style-type: none"> ・本質的価値を表す諸要素の復元や再整備は認める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水路、池等の改修、新設は原則として認めない。 ・撤去については原則として認める。

第9章 活用

【活用のための基本方針】

様々な事業の実施を通して、本史跡の本質的価値が後世へ引き継がれる環境づくりを推進する。また、各団体からの協力を得ながら、ウポポイの関連施設としての役割や、多文化共生社会の実現に向けた拠点的作用を果たせるよう努める。

第1節 活用の方向性

本史跡は幕末北辺防備の遺跡として、全国的に見ても重要な歴史的価値を有している。

また、アイヌ民族と和人の関係史が注目され、同時代の北海道への関心が高まっている現在、本史跡が担う社会的役割は極めて大きく、白老町の関連計画においては「歴史・文化の拠点」として、ウポポイとの関係性においては「関連区域」として位置付けられている(図11「ウポポイの関連区域」)。

このため、本質的価値の確実な保存を前提に、本史跡の歴史的経緯や良好な保存状態にある遺構、仙台藩士の蝦夷地防備を助けた天然の地形を構成する各要素の理解促進、さらには白老町の豊富な文化財や、藩士たちが築こうとしたアイヌ民族との共生関係の逸話などの積極的な啓発や発信が重要度を増している。

以上のような状況を踏まえ、本史跡の活用を推進するための方向性を示す。

- (1) ガイダンス施設である元陣屋資料館を中心に絶えず情報発信を行うとともに、来訪者の多様化やニーズの変化に対応できるように、本史跡の本質的価値や歴史的意義の普及や発信に必要な機能を充実させる。
- (2) 本史跡の本質的価値を主題に、体験や体感を伴った講座や散策会を定期的を実施する。
- (3) 教育現場や各文化団体、観光協会や地域住民との情報交換を経ながら、本史跡の恵まれたフィールドを最大限に活かせるイベントやレクリエーションを計画する。
- (4) 本史跡を含めた郷土の文化財に関する学びや発信を通して、多文化共生社会の実現に資する拠点的作用の構築を目指す。

第2節 活用の方法

1 本質的価値を活かした取組の方法

本史跡の本質的価値の理解促進や関心の深化には、土塁や堀割など良好な保存状態にある遺構、天然の地形を巧みに利用した立地環境を効果的に活用していくことが重要である。参加者が本史跡の本質的価値や、文化財保護の理念や意義に触れられる機会を創出もしくは拡充するために有効な、今後の活用事業の核になると考えられる取組を示す。

(1) 幕末北辺防備の遺跡

藩士植樹の赤松や神社及び拝領記念石灯籠など、仙台藩士の蝦夷地防備に懸ける思いを残す要素については、地域学講座の受講生や仙台藩白老元陣屋資料館友の会などを巻き込み、町民目線も加えた魅力や見所の発信方法を構築していく。

また、造営の技術や材料などの運搬方法、アイヌ民族との関わりや日常の暮らし及び訓練の様態などの情報も調査を重ね、発信につなげていくことが重要である。

(2) よく残る遺構

土塁や堀割及び建物跡などの実態解明に向けた発掘調査は、事業の様子を公開するとともに参加を呼び掛ける。また、復元や展示のための整備も公開に努めるとともに、参加者目線のレポートを寄せていただくなど、見学や参加する楽しみや意義の醸成も検討していく。

なお、本史跡は建物の復元に至っておらず、陣屋跡としての雰囲気伝わり難い状況にあることも大きな課題であることから、AR（オーグメンテッド・リアリティ）やVR（バーチャル・リアリティ）の導入などによる情報の補完を検討していく必要がある。

(3) 白老元陣屋を定める理由となった自然の要害

フシコウトカンベツに生息する生き物の観察会や、東西舌状台地の自然観察などを核とした季節ごとのレクリエーションを実施し、天然の地形を利用して造営された本史跡の特色に触れられる機会を増やしていく。

また、仙台藩士による用地は範囲が判明していない秣場地所を含めると極めて広大である。文献調査などから全体像を解明し、一体的な活用につなげられるように努める必要がある。

2 その他の取組の方法

本史跡への理解や関心を促すためには、本史跡を訪れる機会の創出や増加が大きな意味を持っている。また、来訪者へ本史跡の魅力や余す所なく伝えるためにも、的確なガイダンス機能が不可欠となる。さらに、教育現場での普及や啓発に結びつくように、可搬的で可視的な素材の開発も重要となる。

こうした観点に基づき、本質的価値の活用を補完及び後押しする方法について、「普及活動」、「解説活動」、「教育活動」、「情報発信」に整理して述べる。

(1) 普及活動

- ①「陣屋の日」など本史跡をフィールドにしたレクリエーションは、多様なイベントを楽しめる企画であることを意識すると同時に、仙台藩の陣屋跡としての雰囲気を重視することで、関心の高まりを促していく。
- ②旅の風習や決まり事など、北辺防備の出兵に関わる事柄や、近世期の人々の日常を学ぶ勉強会や体験会などを計画していく。
- ③各種展示会については、陣屋跡を管理する道内各自治体や、北辺防備に関わりの深い東北地方の自治体などから資料の貸借を通して、相互の発信力を高められるように企画する。また、郷土史を主題とした展示会や、子供を対象とした展示会も従来同様に実施していく。
- ④本史跡の特徴や魅力を被写体とした撮影会を主催・共催し、作品を元陣屋資料館や観光施設等で掲示するなどして、来訪者の目を引く仕掛けをしていく。
- ⑤「館長とまち歩き講座」は郷土学習の事業として継続し、各地域の町内会などのコミュニティには、「地域の語り部」のような役割から郷土史の発信を担えるように支援していく。



陣屋の日



館長とまち歩き講座

(2) 解説活動

- ① 質の高いガイド体制の構築を目指して、仙台藩白老元陣屋資料館友の会へ定期的に研修や学習の機会を提供する。また、新たな人材が加入しやすい環境を醸成していく。
- ② 解説時に示せるように、本史跡の立地環境を視覚的に実感できる3D映像やドローンによる航空写真を撮影するとともに、提示用携帯端末の導入を推進する。
- ③ 初歩的な手話の習得や点字によるコミュニケーションツールの作成など、多様な来訪者を応接するための環境を整える。
- ④ 多言語音声ガイダンスシステムは、段階的にガイドポイントの拡充を図る。
- ⑤ 展示資料の注目ポイントや豆知識などを記載した資料を窓口配布のリーフレットに折り込む。また、対象資料は定期的に更新していく。
- ⑥ 白老元陣屋造営時の様子や修羅前の様子を視覚的にイメージできるように、VRなどの映像媒体の導入を検討していく。



仙台藩白老元陣屋資料館友の会による解説



多言語音声ガイダンスシステム

(3) 教育活動

- ① 町内小中学校における郷土学習の機会を増やし、質の高い学習を提供できるように、教育現場と協議しながらカリキュラム作りを進める。
- ② 藩士たちの携帯品や当時の生活用具などの複製化を進め、出前講座や貸出用のツールである「博物館キット」を開発する。
- ③ 地域学講座は郷土への誇りや愛着が芽生える機会となるように、学習内容の検証と改善を重ねながら継続していく。また、学校と地域の橋渡し役を担い、白老町の将来を担う人材育成の協力を仰いでいく。



地域学講座

(4) 情報発信

- ① 本史跡に関するパンフレットを始めとした発行物は、町内の公共施設や観光協会及び駅舎などで、常に手に取れる状態にあるように、配布を徹底する。
- ② 月刊の「仙台陣屋かわら版」は、本史跡内で行われるイベントや元陣屋資料館が主催する事業を告知する媒体として、今後も見出しやレイアウトの工夫により購読層の拡充を図りつつ、定期発行を継続していく。
- ③ 年報に該当する「仙台藩白老元陣屋資料館報」は、講演会や展示会実施の報告も兼ねた構成となっている。論考やエッセイを加えるなど多様な需要や訴求力につながるように、掲載内容のバリエーションを考慮しながら定期発行を継続する。
- ④ 「ふるさと再発見シリーズ」は創刊から4巻まで発行を重ね、郷土史の導入書として浸透しつ

つある。今後も発行を継続するとともに、海外からの来訪者へも発信できるように多言語版の導入も検討していく。

- ⑤「資料館解説書」や「文化財ガイドマップ」は情報の更新を進める。「資料館解説書」は本計画の内容を反映させ、施設名や用語の修正を行う。また、「文化財ガイドマップ」は近年搭載の周知の埋蔵文化財包蔵地を追加し、先史時代の時代区分を反映させる。
- ⑥「仙台陣屋かわら版」や「仙台藩白老元陣屋資料館報」、「ふるさと再発見シリーズ」などの発行物を、ホームページ上で公開していく。
- ⑦ホームページだけでなく、本町共有のフェイスブックなどの SNS も有効に活用し、主催事業の実施予定などを随時発信していく。

3 事業連携

各団体との連携は計画段階から意思疎通を図り、本計画の内容を踏まえて、本史跡の本質的価値の保存などに悪影響が及ばないように留意する。

以上を前提とし、活用の促進を図る連携の在り方を以下に示す。

(1) 本史跡の活用に関する連携

- ①良質で正確なガイダンスを提供できるように、仙台藩白老元陣屋資料館友の会とは定期的に情報や意見を交換していく。
- ②枝拾いや落葉集めなどの実施を事前に告知し、日常的な保存管理事業に対する町民の参画を募ることで、地域や町民が一丸となった文化財保護の体制を構築していく。

(2) 郷土史発信のための連携

- ①観光や都市計画の所管課と事業計画を共有し、本史跡以外のフィールドでも元陣屋資料館の職員が本町の郷土史の発信を推進できるように連携する。
- ②各地域の文化伝承や文化遺産などに関する情報収集を協働で行い、成果を現地公民館での展示などにより発表することで、郷土史への関心を高めていく。

(3) 幕末史や陣屋史の認知向上のための連携

仙台藩白老元陣屋資料館友の会とともに、陣屋史や幕末史を発信する施設の関係団体と交流を重ね、事業の仕掛けや工夫に関する情報を交換するとともに、研鑽し合う機会の創出を図る。

(4) 多文化共生社会の実現に向けた連携

上述の取組を積み重ねながら協力者を集め、望ましい連携の在り方や効果的な手法を考案していく。また、本計画の進展のためには、交流促進バスの有効利用や、白老町内で活動する他のガイド団体との連携が重要である。所管課や関係団体との協力体制を築き、本史跡を含めた文化的・歴史的財産の総合的な活用を目指していく。

第10章 整備

【整備のための基本方針】

確かな調査成果に基づき、本質的価値のさらなる顕在化と元陣屋の持つ歴史的意義を理解しやすい整備を行う。

また、特色ある立地環境とも調和のとれた整備とすることを強く意識する。

第1節 整備の方向性

第6章の現状と課題からは、本史跡の整備が第1次環境整備事業では整備しきれなかった要素や、同整備後の経年変化や整備手法上の問題から劣化が進捗した要素、整備後の調査成果などにより改善を要する要素が明らかとなった。また、今後の整備では本史跡に期待されている、歴史・文化拠点やウポポイの関連区域としての役割や位置付けも踏まえた内容とする必要がある。

以上の状況により、次のように整備の方向性を定める。

- (1) 本質的価値を表す諸要素それぞれの価値や性質を十分に踏まえて整備する。
- (2) 本質的価値への悪影響が想定される樹木や、本質的価値に関係のない工作物の撤去などを行う。
- (3) 多様化する来訪者が正しく本質的価値や意義を理解し、快適に本史跡を利用できるように、ガイド機能や便益施設を再整備する。
- (4) 各施設の再整備や再配置を行う場合は、外観や意匠を本史跡にふさわしい、景観などに配慮したものとする。

第2節 整備の方法

第5章で整理した【A】「本質的価値を表す諸要素」、【B-1】「史跡の理解に有効な諸要素」、【B-2】「史跡の保存活用に有効な諸要素」に沿って整備の方法を示す。なお【B-3】「その他の諸要素」は既に第6章の「現状と課題」で取扱いの在り方を示したため、ここでは記載を省略する。

表 48 【A】「本質的価値を表す諸要素」の整備の方法

構成要素	整備の方法
土塁	<ul style="list-style-type: none">・各調査の成果に基づき、白老元陣屋造営時の土塁を復元する。・き損や劣化などの問題が生じている土塁を復旧させる。・存否が不確定の土塁や、土塁上に巡らせていた柵列跡の解明を進める。
堀割	<ul style="list-style-type: none">・各調査の成果に基づき、白老元陣屋造営時の堀割を復元する。・吸出しなどの問題が生じている河岸を復旧させる。・堀割としての適切な滞水を阻害している要因の除去を進める。
太鼓橋跡	<ul style="list-style-type: none">・検出済みの柱穴を確実に保存しつつ、全容の解明に向けた調査を継続する。
御本陣跡 御勘定所跡 兵糧蔵跡 御兵具蔵跡	<ul style="list-style-type: none">・復元に向けた調査を継続し、確かな情報が集まった場合には整備手法などを検討する。

構成要素	整備の方法
御馬屋跡	・復元に向けた調査を継続し、確かな情報が集まった場合には整備手法などを検討する。
二番長屋跡 三番長屋跡 四番長屋跡 五番長屋跡	・復元に向けた調査を継続し、確かな情報が集まった場合には整備手法などを検討する。 ・樹木の根によるき損が発生している場合は、原因を除去した上で復旧する。
稽古屋跡	・的場跡及び馬場跡の存否解明のための発掘調査などを行い、柱穴を検出した場合は、他の建物跡同様に平面展示を試みるとともに、復元に向けた調査を継続する。
焰消庫跡	・他の建物跡同様に平面展示を試みるとともに、復元に向けた調査を継続する。
御本陣南の建物跡 二番長屋北の建物跡	・建物の用途などの解明に向けた調査を継続し、その価値が明らかになった場合は、他の建物跡同様に平面展示を試みる。
1号井戸跡	・現状を維持する。
2号井戸跡	・地下保存の状態を確認した上で、平面展示を検討する。
藩士の墓地	・幕末防備期の墓石と後補の墓石の違いを訪問者が分かりやすいように、再配置を検討する。
藩士植樹の赤松	・延命措置として必要な場合は支柱を追加する。 ・本質的価値を発信するための解説板を新設する。
塩釜神社跡 愛宕神社跡	・発掘調査を実施し、建物跡の存否を確認し、柱穴などが検出された場合は手法を検討した上で整備を試みる。
拝領記念石灯籠 (塩釜神社)	・神社跡と一体的なものとして、現状を維持する。
拝領記念石灯籠 (愛宕神社)	・神社跡と一体的なものとして、設置個所も含めた復元を試みる。
フシコウトカンベツ	・本質的価値を発信するための解説板を新設する。 ・流末部の排水機能を健全化させる整備を行う。
ホリナリ跡	・全体を点検し、異常があれば原因を排除した上で復旧する。 ・滞水している現在の良好な状態を維持するための措置を施す。 ・本質的価値を発信するための解説板を新設する。
東西舌状台地	・崩落などの危険性がある箇所は、事前の治山工事を検討する。

表 49 【B-1】「史跡の理解に有効な諸要素」の整備の方法

構成要素	整備の方法
ガイダンス施 (仙台藩白老 元陣屋資料館)	<ul style="list-style-type: none"> ・来館者の多様化を見据え、ユニバーサルデザインの導入を検討する。 ・館内設備の多言語化や展示環境の改善により、来館者の利便性を高める。 ・収蔵庫の拡張や機能改善に加え、資料の性質に即した展示環境を整える。
絵図面	<ul style="list-style-type: none"> ・複製の作成により劣化を防ぐ。
立体展示	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化が進捗した場合は展示手法を検証した上で再整備する。
平面展示	<ul style="list-style-type: none"> ・劣化が進捗した場合は展示手法を検証した上で再整備する。 ・1号井戸跡については、発掘調査の成果に基づいた展示を検討する。
野草園	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木管理マニュアルを策定し、史跡としてふさわしい状況に整える。
三好監物歌碑	<ul style="list-style-type: none"> ・現状を維持するとともに、発信力の向上に向けた媒体を整える。
藩士植樹の 赤松の後継樹	<ul style="list-style-type: none"> ・幼苗の育成環境を検討するとともに、樹木管理マニュアルにおいて適切な育成のための取扱いを定める。
神社関連施設	<ul style="list-style-type: none"> ・調査の進捗や現社殿の老朽化などの状況を想定し、設置に関わった地域住民もしくは個人と共有しておく。
フシコ ウトカンベツ跡	<ul style="list-style-type: none"> ・発掘調査により流路跡が確認された場合は、「フシコウトカンベツ」として一体的な保存管理や整備を行う。

表 50 【B-2】「史跡の保存活用に有効な諸要素」の整備の方法

構成要素	整備の方法
史跡標柱	<ul style="list-style-type: none"> ・土台に残る不要な石垣は撤去するとともに、劣化した箇所を補修する。
史跡境界標	<ul style="list-style-type: none"> ・本史跡の範囲を表す要素であることから現状を維持する。
史跡説明板	<ul style="list-style-type: none"> ・本計画の内容に基づいて、版面の解説を更新する。
散水栓	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに策定する樹木管理マニュアルにおいて取扱いを定め、不要と判断した場合は撤去する。
さく井及び 送水ポンプ	<ul style="list-style-type: none"> ・整備時に想定したとおりの安定的なくみ上げが難しくなっていることから、保存年限が経過した後の取扱いを検討する。
概要説明版 遺構名称板 方向サイン 解説板 誘導看板	<ul style="list-style-type: none"> ・サイン計画や導線計画を策定した上で要否や設置個所を検証し、必要と判断したサイン類については、本計画で整理された内容の反映を進める。 ・フシコウトカンベツやホリナリ跡及び藩士植樹の赤松などは、本史跡の本質的価値を表す諸要素であることから、サイン類の新設を進める。 ・来訪者による本史跡の本質的価値のき損や、不慮の事故が発生しないように、サイン類に注意事項や禁止行為を明示する。
多目的広場 入口看板	<ul style="list-style-type: none"> ・サイン計画や導線計画の策定により、不要と判断した場合は撤去する。
案内板	<ul style="list-style-type: none"> ・サイン計画や導線計画に基づき設置個所や内容を検討する。
道路看板	<ul style="list-style-type: none"> ・来訪者の誘導に有益な施設であることから、現状を維持する。
周遊路	<ul style="list-style-type: none"> ・導線計画により本史跡の景観や雰囲気 に即した再整備を行う。 ・ホリナリ跡や神社跡など、本史跡の本質的価値への誘導方法を検討するとともに、公道上の安全対策を所管課と協議する。 ・白老元陣屋造営時の通路と本計画に基づく周遊路は、整備の手法において差異化を図る。

構成要素	整備の方法
人道橋 (ア) ~ (エ)	・周遊路と一体的に取扱い、意匠の統一を検討する。
公衆トイレ	・機能や規模の改善を図るとともに、本史跡にふさわしい外観へ整える。
東屋	・導線計画に基づき再配置を図るとともに、本史跡にふさわしい外観へ整える。
ベンチ	・導線計画に基づき再配置を図るとともに、他の便益施設と意匠を揃える。
水飲み場	・他の便益施設と意匠を揃えるとともに、冬期の取扱いを検討する。
ガイドダンス広場 多目的広場	・本史跡の雰囲気にながらふさわしい状態を検証するとともに、空間の有効活用に向けた再整備を検討する。

第 1 1 章 運営体制

【運営体制の基本方針】

指定管理団体である白老町を中核に、庁内所管課や地域住民などとの連携を強め、後世まで引き継がれる官民一体の運営体制を確立する。

第 1 節 運営体制の構築の方向性

本史跡の保存管理・活用・整備に関わる運営に当たっては、土地所有者などに理解・協力を求め、地域との連携・協働による運営体制の構築に取り組む。

関係機関との連携に当たっては、文化庁や北海道教育委員会から指導・助言を仰ぎながら、各所管課との役割分担を明確にすることや、行政のみならず、地域住民や関連団体などと連携することが持続的な体制を構築する上では不可欠である。

以上の点を踏まえて、運営体制を構築するための方向性を示す。

- (1) 本史跡の保存管理・活用・整備の業務を適切に遂行するため、職員の適切な配置など、体制の充実を図る。
- (2) 文化庁や北海道教育委員会との連携を強化し、本史跡の保存管理・活用・整備の進め方について、適宜、指導・助言を受ける。
- (3) 本史跡を適切に保存管理し、持続可能な活用・整備を進めていくため、各所管課による横断的な体制を構築する。
- (4) 本史跡の日常的な維持管理は、土地所有者や地域住民、ボランティアが積極的に参加できるような体制の確立と支援を行うとともに、業務の一部は民間業者などへの委託を検討する。

第 2 節 運営体制の構築の方法

(1) 体制の充実

白老町教育委員会は、本史跡の保存管理・活用・整備の業務を適切に遂行するため、今後、職員の適切な配置など体制の充実を図る。また、白老町文化財等運営審議会のほか、本史跡の調査と保存管理・活用・整備に関わる史跡白老仙台藩陣屋跡整備委員会（仮称）を設置し、有識者などからの指導を得ながら、本計画を遂行する体制をとる。

(2) 関係機関等との連携体制の強化

文化庁や北海道教育委員会との連携をより一層強化し、指導・助言を受けながら推進する。また、町内外を問わず本史跡の保存・活用に携わる団体のほか、大学や研究機関等とも情報交換を密にし、共同事業や共同研究などの検討・実践に取り組む。

(3) 庁内横断的な体制による保存活用の強化

本史跡の保存管理・活用・整備について全庁的な取組が進められるように、建設課、総務課危機管理室、農林水産課、経済振興課、企画課などの各所管課と情報共有し、庁内横断的な取組を推進する。また、本計画に基づく現状変更の取扱基準の適切な運用を図るため、自然環境や防災などについて、各所管課との情報共有を図る。

(4) 地域との連携・協働による管理運営

本史跡の保存管理・活用・整備は、行政と地域住民が協力して行えるように、環境を整備することが望ましい。仙台藩白老元陣屋資料館友の会や各種文化団体、土地所有者などと情報共有・事業連携を検討する。なお、史跡指定地外の保存管理については、土地所有者への本計画内容の周知や関係者との協議を通じて、本計画の内容の遂行について理解と協力を求め、各種開発行為は遺構の保存や良好な景観の保全に支障のない範囲に留まるように、適切な措置を講じる。

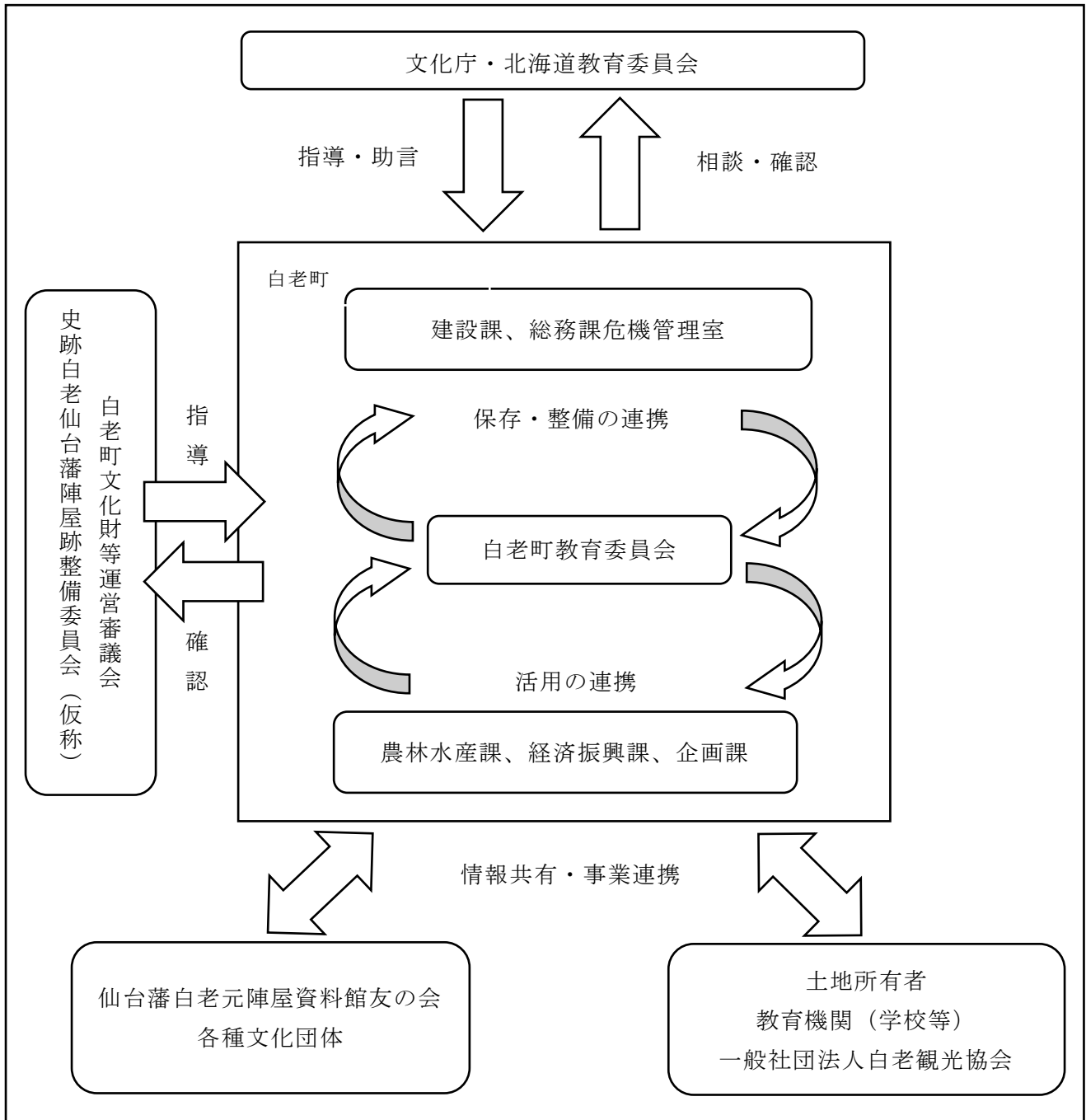


図 55 運営体制のイメージ

第 1 2 章 今後の計画

第 1 節 実施計画

本計画は、本史跡を確実に次世代へと継承するため、史跡の本質的価値を明確にし、その価値を構成する諸要素を抽出した上で、本質的価値を保護することを目的としている。

本章では、この実現に向けて、今後の施策の実施計画について、前期（令和 3～7 年度）、中期（令和 8～12 年度）、後期（令和 13 年度～）に区分し、段階的に保存管理・活用・整備を進め、運営体制を構築していく。ただし、史跡指定地の公有化や整備の進捗状況、行政の財政状況、本史跡を取り巻く社会状況などを考慮して、必要に応じて計画内容や期間の再検討を行うものとする。

表 51 施策の実施計画

	前 期 (令和 3～7 年度)	中 期 (令和 8～12 年度)	後 期 (令和 13 年度～)
計画 策定	<ul style="list-style-type: none"> 整備基本計画の策定 基本設計及び実施設計 	<ul style="list-style-type: none"> 各種整備工事の実施 「文化財保存活用地域計画」の策定 	<ul style="list-style-type: none"> 保存活用計画の再検討
保存 管理	<ul style="list-style-type: none"> 現状変更の取扱基準に沿った、適切な保存管理の実施 「本質的価値を表す諸要素」及び「史跡の理解に有効な諸要素」や「史跡の保存活用に有効な諸要素」の定期的な点検とモニタリング 災害発生時などにおける遺構等の応急措置 		
調査 研究	<ul style="list-style-type: none"> 本質的価値の顕在化や解明に向けた文献調査などの実施 		
活用	<ul style="list-style-type: none"> 本史跡の周知につながる継続的な情報発信 本史跡の認知度や関心を高める講座やレクリエーションの実施 本史跡の拠点施設との連携、本史跡を核とした文化財などのネットワーク形成 		
整備	<p>【保存のための整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 発掘調査及び植生調査の実施 解明された遺構などの復元 き損している遺構などの復旧 遺構の保存に影響を及ぼす樹木の伐採 <p>【活用のための整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本質的価値の発信のための整備（各種サイン類の更新など） 来訪者が安全・快適に散策するための整備（周遊路整備など） 		<p>【保存のための整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 発掘調査の実施 解明された遺構などの復元 <p>【活用のための整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 遺構の平面及び立体展示 老朽化した施設などの改修
運営 体制	<ul style="list-style-type: none"> 有識者などからの指導を得ながら、本計画を遂行する運営体制の充実 大学や研究機関などとの情報交換、関係機関などとの連携体制の強化 自然環境や防災などへの対応についての情報共有など、庁内横断的な体制づくりの強化 地域住民やボランティアからの協力を得た管理運営 		
公有化	<ul style="list-style-type: none"> 土地所有者、関係機関や地権者からの理解と協力を得ながら必要に応じて公有化を行う 		
追加 指定	<ul style="list-style-type: none"> 本史跡にとって、極めて重要な遺構や遺物などが確認された場合には、追加指定を検討する 		

第 1 3 章 経過観察

第 1 節 経過観察の方向性

本史跡を適切に保存管理・活用・整備していくため、本計画の第 8 章から第 11 章にかけて、保存管理、活用、整備、運営体制の方針やその方法を示した。これらの施策の実現に向けて、その進捗状況や見直しの必要性等を定期的に点検・評価しながら事業を進めていく必要がある。そして、本史跡の本質的価値を確実に後世へとつなげていくために、文化庁文化財部記念物課監修の『マネジメント報告書』に示される、P D C A サイクルを基本にマネジメントを進めていく。

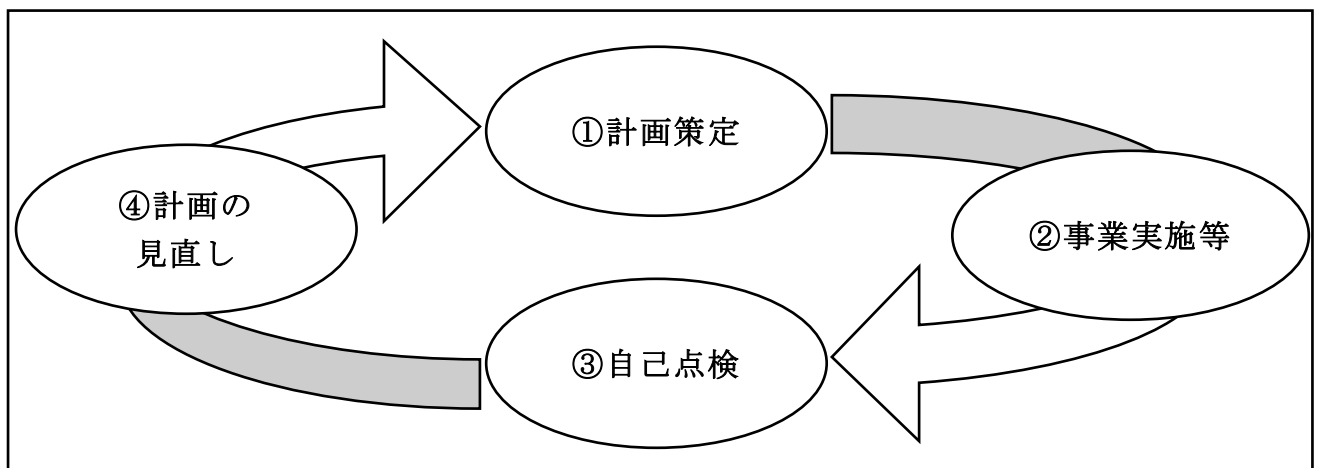


図 56 マネジメントサイクル模式図

第 2 節 経過観察の方法

本史跡の経過観察及び点検・評価は、本計画策定後の 5 年目に白老町教育委員会が史跡白老仙台藩陣屋跡整備委員会（仮称）の委員、各所管課、地域住民からの協力を得て行い、その結果に基づき事業内容、予算や運営体制の見直しに反映させる。なお、本計画における点検は、『マネジメント報告書』に掲載された自己点検表を基に作成した、次ページ掲載の表 52「自己点検表」を用いて実施する。

表 52 自己点検表

史跡白老仙台藩陣屋跡 自己点検票					
項目	実施例	取組状況			
		未取組	計画中	取組済	備考 (現状、目的、成果等)
(1)基本情報に関すること	史跡指定標柱等は適正に設置されているか	1	2	3	
	史跡指定境界標は適正に設置されているか	1	2	3	
	史跡指定範囲は現地で確認、把握できているか	1	2	3	
	説明板は設置されているか	1	2	3	
(2)計画策定等に関すること	保存活用計画に基づいた、保存・活用・整備・運営がなされているか	1	2	3	
(3)保存に関すること	史跡指定時の本質的価値について十分把握できているか	1	2	3	
	調査等により史跡の価値の再確認はできているか	1	2	3	
	専門職員、庁内関係各課、上位機関等との連携は十分に図れているか	1	2	3	
	遺構の劣化状況や保存環境に関わる調査はされているか	1	2	3	
	災害対策は十分になされているか	1	2	3	
(4)管理に関すること	日常的な管理はなされているか	1	2	3	
	特別な技術等が必要な部分の管理はされているか	1	2	3	
	史跡周辺の環境保全のために地域住民との連携が図られているか	1	2	3	
	条例、規則、指針等、史跡及び環境保全の措置を定め、実行しているか	1	2	3	
(5)公開、活用に関すること	公開は適切に行われているか	1	2	3	
	史跡等の本質的価値を学び理解する場所となっているか	1	2	3	
	町民の文化的活動の場となっているか	1	2	3	
	地域のアイデンティティの創出に寄与しているか	1	2	3	
	文化的観光資源として活用されているか	1	2	3	
	体験学習等は計画的に実施されているか	1	2	3	
	パンフレット等は作成及び活用されているか	1	2	3	
	外国人向けの対応はなされているか	1	2	3	
	ガイダンス等の施設は十分に活用されているか	1	2	3	
(6)整備に関すること	整備基本計画は策定されているか	1	2	3	
	史跡等の表現は学術的根拠に基づいているか	1	2	3	
	整備は遺構等に影響を及ぼしていないか	1	2	3	
	修復において、しかるべき技術に基づいて実施されているか	1	2	3	
	整備後に修復の状況を管理しているか	1	2	3	
	整備における目指すべき将来像の姿を実施できているか	1	2	3	
	整備基本計画に基づいて整備されているか	1	2	3	
(7)運営・体制・連携に関すること	運営は適切に行われているか	1	2	3	
	体制は十分に整っているか	1	2	3	
	各所管課、上位機関との連携は十分にできているか	1	2	3	
	地域との連携は十分にできているか	1	2	3	
(8)予算に関すること	予算確保のための取組はあるか	1	2	3	

参 考 资 料

参考資料 1 地元関係者との意見懇談会とパブリックコメント

1 地元関係者との意見懇談会

(1) 日時・対象

- ①令和元(2019)年12月1日(日)
「館長とまち歩き講座」参加者15人
- ②令和元(2019)年12月2日(月)
仙台藩白老元陣屋資料館友の会6人



地元関係者との意見懇談会

(2) テーマ

今後の陣屋跡及び元陣屋資料館の在り方について

(3) 主な意見

①保存管理について

主 な 意 見	白老町の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・植物の調査をして欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・植生調査や樹木管理マニュアルの策定により、取扱いを定める予定である。 (第4章第5節、第8章第3節)
<ul style="list-style-type: none"> ・少なくとも内曲輪の堀割には通年で水を張るべき。 ・堀割の清掃作業をしっかりとやるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・堀割への導水はフシコウトカンベツの保存管理とも関係し、過剰な滞水や植物の繁茂への対策を、一体的に検証する必要がある。 (第6章第3節、第8章第3節、第10章第2節)
<ul style="list-style-type: none"> ・赤松の後継樹の育成を早急に行うべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き育成に努める。 (第6章第3節、第8章第3節)

②活用について

主 な 意 見	白老町の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・町民の関心を高めるため、武家(侍)の文化も積極的に取り入れ、オープンな元陣屋資料館を目指すべき。 ・史跡を活用したイベントをさらに増やすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・幕末北辺防備の遺跡の認知度を高めると同時に、親しみや愛着につながる取組が必要と考えている。 (第9章第1節、第2節)
<ul style="list-style-type: none"> ・サムライコスプレなど、ゲームの場にならないか。 ・冬期間の体験イベントの開催を充実して欲しい。 ・野点なども加え、抹茶の日の回数を増やしたい。 ・年間を通じて特別展などの展示会や体験イベントを増やして欲しい。 ・史跡を広く使う意味でも、ドサンコ(道産子)などを飼えないか。 ・史跡が子供や若者の交流の場にならないか。 ・流鏝馬や弓道ができないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・講座やレクリエーションなど、多彩な事業の実施と継続が、本史跡の本質的価値に関する認知を広げるきっかけになると考えている。 (第9章第2節)

主 な 意 見	白老町の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・素晴らしい史跡なので、元陣屋資料館とセットで案内した方が良い。 ・映像などによる見所を紹介すべき。 ・ホスピタリティを高めるためにも、解説員とすぐ分かるユニホームが必要である。 ・解説員の増員と研修機会の充実を図って欲しい。 ・元陣屋資料館に関わる様々なボランティアの増員が必要だと思う。 ・入館者増への新たな対応と新会員の掘り起こし、人材育成による若返りが望まれる。 ・解説の勉強会を毎月行うなど、学習機会を増やす。 	<ul style="list-style-type: none"> ・多様化する訪問者を受け入れ、正確に本史跡の本質的価値を伝えるための、人的、設備的な拡充が必要と考えている。 <p style="text-align: right;">(第9章第2節)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・インスタ映えするようなスポットを作れないか。 ・春のサクラや堀割のアヤメ、秋の紅葉をもっとPRしてはどうか。 ・もっと町を挙げて史跡をPRすべき。 ・インターネットの駆使を検討して欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な手法による発信を継続的に行い、本史跡に触れられる機会の創出や増加に努める。 <p style="text-align: right;">(第9章第2節)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・有料ボランティア制度の導入の検討をして欲しい。 ・解説だけではなく、あらゆることに対して声掛けをもっと頼ってもらって良い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本史跡の発信力を高め、学びや交流の拠点化を図るだけでなく、白老町内の様々な文化団体や組織との連携を推進する。 <p style="text-align: right;">(第9章第2節)</p>

③整備について

主 な 意 見	白老町の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・建物を復元して欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・復元に向けた調査は継続して行い、確かな資料が集まった場合は整備の検討に移る。 <p style="text-align: right;">(第10章第2節)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・塩釜神社及び愛宕神社の参道を早期に改修すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本史跡の本質的価値を的確に巡れるように、周遊路の再整備を検討する。 <p style="text-align: right;">(第10章第2節)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・案内板やサイン、ベンチ、東屋など施設の老朽化対策を早く行うべき。 ・すぐにでも多言語看板を作成すべき。 ・夜間照明を設置すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・導線計画やサインマニュアルを策定するとともに、便益施設の要否や再配置を判断していく。 <p style="text-align: right;">(第10章第2節)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・知的好奇心を煽るような整備ができないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本史跡の本質的価値の顕在化を確実にを行うため、サイン類などの再整備について検討していきたい。 <p style="text-align: right;">(第10章第2節)</p>

主 な 意 見	白老町の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・常設展示室に手すりの設置をすべき。 ・資料館入口階段に手すりを設置すべき。洗面所にお湯が出ると良い。 ・館内が寒いとの声がよく聞かれるので、床暖など暖房機器を充実させたい。 ・館内が全体的に暗いので、人感センサーの導入など早期に改修できないか。 ・ドアも重いし窓口も狭く暗いので、改修すべき。 ・展示が古いので、映像を駆使するなどしたリニューアルを行うべき。 ・展示が繋がっていないのでは。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本史跡のガイダンス施設であるという位置付けを踏まえ、来訪者の利便性や、展示及び保存環境の改善を検討していく。 <p style="text-align: right;">(第10章第2節)</p>

④運営体制について

主 な 意 見	白老町の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・ウポポイとの強い連携による周知と回遊性の向上を検討すべき。 ・交通手段の確保が重要ではないか。 ・街中に誘導看板が少な過ぎる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本史跡の保存活用が全庁的な取組として発展するように、庁内所管課との情報共有や意見交換を重ねていく。 <p style="text-align: right;">(第10章第2節、第11章第2節)</p>

2 パブリックコメントで寄せられた意見

参考資料 2 史跡白老仙台藩陣屋跡保存管理計画

昭和 61(1986)年 3 月策定

史蹟白老仙台藩陣屋跡保存管理計画から基本構想、実施方針、整備構想を以下に引用し記載する。

III 史跡白老仙台藩陣屋跡保存管理基本構想

環境整備事業は昭和 44 年度から、土地公有化事業は昭和 45 年度から国及び道の補助を受けて実施している。この間、史跡周辺の開発が著しく進展したことから、指定時に比べ、史跡周辺の状況は大きく変貌している。これらの状況を踏まえて、今後の史跡の保存管理に万全を期するため、下記の事業を行う。

- 1 事業実施主体
白老町
- 2 事業実施期間
昭和 44 年度から昭和 59 年度まで実施された事業をまとめて、さらに昭和 65 年度までの計 20 ヶ年をめどとする。
- 3 現状変更
 - (1) 指定地内での住宅、倉庫等の工作物の新築、増改築は原則として認めない。
 - (2) 指定地内での伐木、植林は、現在の植生等の自然環境を損なわない程度においてみとめる。
- 4 実施する主な事業
 - (1) 指定地の拡大及び一部解除
 - (2) 民有地の買収
 - (3) 陣屋郭内にある遺構の平面復元
 - (4) 苑路、公衆便所・ベンチ等の利便施設整備
 - (5) 陣屋の東側を流れる旧ウトカンベツ川、西側の蛇行する古川等の周辺の自然環境の整備

IV 史跡白老仙台藩陣屋跡保存管理実施方針

- 1 計画の概要
 - (1) 指定地の拡大及び一部解除
陣屋跡の東側を固めるためにウトカンベツ川の改修工事が昭和 57 年におこなわれ、史跡指定地の東辺部が明確になったため、図 4 のとおり指定地の拡大及び一部解除をする予定である。
町道陣屋線道路区域の境界及びウトカンベツ川の東岸まで広げる。ただしウトカンベツ川 1 号橋以北は川の西岸とし、約 150 m²分を解除する。また同様に南側についても道道白老線まで広げる。
 - (2) 民有地の買収
対象となる民有地の大半は、すでに買収を終わっている。今後、主として指定拡大地の買収をすすめ、さらに所有者との利害調整から、当分の間公有化の対象外としていた地域についても、順次すすめていく。
 - (3) 陣屋郭内にある遺構の平面復元
古図等の記録、遺構確認調査の成果をもとにおこなう。後述の整備構想によって実施する。
 - (4) 苑路、利便施設整備
後述の整備構想によって実施する。
 - (5) 陣屋周辺自然環境の整備
後述の整備構想によって実施する。
- 2 事業費
6 億 1 千円程を予定する。(昭和 44 年度から昭和 59 年度までに実施された事業費を含む。)
- 3 その他
この陣屋跡の意義を広く紹介するため、昭和 59 年度に仙台藩白老元陣屋資料館を建設した。展示内容をさらに充実し、一般の郷土学習に供する。

V 史跡白老仙台藩陣屋跡整備構想

- 1 基本方針
 - 1) 遺跡について
遺跡としては、土塁(外郭、内郭)、建物跡(井戸跡等を含む)および堀が主なものである。また東側の旧河川、西側の水流も明らかに防御施設として利用されたものである。つまり「環濠城塞」の形をとっているため、これら河川、水流も陣屋の重要な遺構として整備しなければならない。
 - 2) 整備の仕方
この陣屋跡は、環濠・土塁、建物跡などの人工的施設、河川などの防御施設として利用された自然地形、それをとりまく雑木林や丘陵などの自然という、人工と自然の巧みな併存から構成されている。整備の際にはそれぞれの部分の特徴を生かすことが必要である。人工部分ではできるだけいねいな整備を、自然部分は自然のままの、あるいはそれを強調するような整備を考慮する。すなわち内郭の内側や外郭の土塁と西側の川にはさまれた部分は、張芝など積極的に手を加えた整備をおこない、西側の雑木林などはできるだけ完全な維持をはかる。ただし下草などは刈り取って地表面はきれいに維持することが必要である。
また、この遺跡の規模はあまり大きくなく、大規模構造物もないのでこの陣屋の歴史に直接関係のない施設、景観上目立つ施設を新しく加えることは避けなければならない。
説明板、案内板、照明、便所等の附帯施設についても十分なデザイン上の配慮が必要である。それらのデザインは原則として、簡素で重厚なものとする。一つ一つがばらばらの恣意的なデザインは避けなければならない。
 - 3) アプローチ
本遺跡へのアプローチは、高速道路から来る場合も、ポロト方面から来る場合も、敷地の南あるいは南西を通る道路がもっぱら利用される。遺跡の正面入口も南端にある。従って、主要進入路は南の正面入口とし、主要なパーキングを入口付近に設ける。実際には入口正面の駐車は雰囲気損なうので、川の東岸道路沿いなどが考えられよう。また見学コースから考えて、資料館近くの駐車場も有効と考えられるので、ここにも設ける。

4) 補助的手段による遺跡の解説

陣屋の完全な復元はもとより不可能で、ことに構築物は平面復元にたよらざるをえない。それはそれで一つのすぐれた歴史表現の方法であるが、具体的な建物などがいないために陣屋のもの姿について、一般来訪者の中にはイメージを描きにくい人がいることが考えられる。そこで陣屋の全体像について、また部分の詳細について、資料館で模型あるいは絵図によって推定される姿を、できるだけリアルに提示することが必要である。平面復元などの象徴的な整備手法は、こうした説明と一体になって効果を発揮する。

2 各部の整備方針

1) 土塁

土塁は調査にもとづいて、可能なかぎり原形の復元をはかり、これを芝で覆う。

2) 建物跡

建物跡は地表に平面復元をおこなう。建物の間取りをたどることができるので、間取りに対応する土台と柱を表現するような復元を施す。いずれも石材ないしそれに類する材料を用いる。

内郭と外郭は表地の仕上げが異なる。外郭は、周囲の雑木林などと一体に扱い、より自然的な張芝とする。一方内郭は土塁に完全に囲まれたより人工的な空間として砂利敷、安定処理を施した土の仕上げとする。このため、両者で建物跡の仕上げが若干異ってくる。いずれも土台および柱跡を石ないしコンクリートを使って砂利敷のなかに表現することは同じであるが、外郭ではこれが芝生の中に置かれるので問題はない。しかし内郭では砂利敷、また土の仕上げの中に置かれるので、建物跡の周囲を芝生で囲み、この中に建物跡を表現する。なお、地表を砂利敷とする場合は、通路、内郭の砂利と建物跡の砂利とは色の異なったものを用いる。

井戸跡に関しては、原形について相当程度正確な推定ができれば復元を考えたいが、現有の資料では無理なため、やはり、平面復元を行う。

3) 藩士墓地

道道白老大滝線をはさんで陣屋跡の西側に位置する。飛地指定となっているため、周囲を民有地で囲まれている。陣屋跡から墓地につながる土地を確保して、回遊路を設けたい。

4) 堀

堀はできるだけ原形を復元して保存をはかることとするが、必要最小限の護岸措置はやむを得ない。護岸措置を行う場合は、石積あるいは、擬木を使い、雰囲気維持をはかる。

なお、旧河川跡は水をため、かつその水が循環するよう堀の他の部分と通じるような措置をほどこす。また旧河川のあたりは、現在雑草に覆われていて近づくことがむずかしいが、雑草、雑木を取り払い適切な芝を張り、植樹を行って整備をはかる。

5) 通路

ア 正面入口

正面の土塁が門の役割をはたしているため、これが正面に来るように広場等を整備する。正面の小緑地に石の標識をおき、左側の緑地に説明版をおく。

イ 回遊路

西の雑木林、内郭西の草園、北の桜園の中に、幅1メートル程度の回遊路を設ける。仕上げは砂利敷または安定処理を施した土の仕上げとする。火薬庫跡、塩釜神社への通路も同様とする。

6) 利便施設

見学者のための案内板、ベンチ、照明、公衆便所、水呑場、ゴミ箱などが必要である。これらは小さなものであるが、雰囲気への影響が大きいので、デザインには慎重な配慮が必要である。概して素朴で頑丈なものを目指すべきである。

なお、ここにそれぞれの施設のスケッチを附しているが、実施設計にあたっては、さらに検討が必要である。

ア 公衆便所、水呑場

正面入口付近と内郭の北側の2カ所におく。和風の切妻屋根とし（構造はブロックあるいは鉄筋コンクリート）、まわりに植樹をしてあからさまに目にふれるのをさける。なお便所には水呑みの施設をもうける。

イ 説明板、案内標識

正面入口左手の緑地に史跡全体の説明版をおく。また正面の緑地に史跡全体の表札ともいうべき標識をおく。これは史跡につりあう石材を使って重厚なものでなければならない。敷地内の所要所に案内標識をたてる。

ウ 照明、ベンチ、ゴミ箱

夜間の利用、防犯のために照明を適宜配置する。ベンチ、ゴミ箱についても、素朴で目立たぬものを使用する。

エ 植栽

内郭、外郭の建物跡周辺には植栽はむしろ控え、史跡を強調するようにする。

一方内郭北側（資料館西側）の緑地は地表を芝生で覆い、十分な植樹を行う。その場合ウトカンベツ川の西側にも桜を植えるなら遺跡との一体感が強められ、より効果的であろう。

内郭西側の土塁と川に挟まれるあたりは、遺跡に因む植物（たとえば萩など）を集めた草園として整備をはかる。

また、陣屋造営時に仙台藩士が植えたといわれる赤松が、陣屋内及び塩釜神社に4本現存している。これらは、いわば陣屋跡のシンボルとなっているが、樹齢（推定）140年を数え、老齢による衰弱が著しいため、延命をはかるとともに後継樹の育成を始める。

3 管理方針

整備は、自然部分は自然のまま、あるいはそれを強調するような、人工部分も張芝、安定処理を施した土、砂利敷きなど自然を生かした方法をとっている。このため管理に失敗すると、雑草が生じるなどして荒廃しやすく、維持管理が必要である。

この維持管理にあたっては、主として史跡管理者である町当局がおこなう。あわせて小中学校や、社会教育団体に働きかけて、その活動の一環に草園等の手入れを取り入れ、文化財に対する理解の手助けとする。

参考資料 3 白老元陣屋の経営などに関する文献

白老元陣屋に関わる文献については、白老元陣屋の現状や藩士たちの動向、白老場所の地勢や状況について記したものが多く、その造営に関しての詳細な日付などを読み取ることもできたが、主な内容を以下に転載する。

(1) ア『見分見書』

- 一、ユウフツハシラオイサルノ間箱館ヨリ七日路ユウフツヨリ子モロマテハ廿一日
- 一、ユウフツハ四方平原曠野ニテ箱館近所ナレドモ寒地且湿地水モ不宜
- 一、荒海ニテ入津ノ舟主トモ近辺ニテ日和見テ上日和ノ時入最間懸ニテモ無然場所
- 一、漁者鰯小跳蛙ナト箱館ヨリ出働ノ者沢山入込
- 一、人家一切無之出働ノモノ漁屋ノミ冬越年ノモノ一兩人留主ノミ居
- 一、松前侯ヨリ頭役士分一人徒士二人足輕五人
- 一、雁鴨白鳥鶴鹿熊狐澤山居
- 一、土地ノ景色ハ宜シ
右之通承候 可申候

(2) イ『三好武三郎書状』

ユウフツ元御陣屋ヲシラオイ江被相転度由之義始心付之ヶ条別紙六通之通及調差出申候処
(中略)

元陣屋御場所替表立御届振之義者江戸表江御届不罷成箱館江書面ニ而モ御届罷成候方可然趣与頭向山源太夫殿御内談ニ御座候間、下書吟味仕別而相達候様可仕比段共相達申候以上 十一月廿一日

(3) ウ『岩谷堂藩預足輕手記』

- 一、四月十八日シライイ御場所着会所ニ泊り翌十九日仮御陣屋会所奥板蔵ニ住居罷在申候事
- 一、御武頭居間八畳敷ニ囲、御徒目付兩人十畳ニ囲御医師兩人六畳敷ニ囲別々之間ニ御座候事
- 一、御勘定方御役人ハ御普請場仮御陣屋被相立野陣同様ニ仕居申候事
- 一、御組方ハ老坪ニ老人ツツノ割合ヲ以被指置候事
(中略)
- 一、御備頭ハ頭衆着己来御門番所勤仕候御番人三人ニ而夜中拍子木打廻先触廻番不寝番ニ勤仕候尤御門夜中士風共ニ通用不相成候御用ニ而罷通り候者ハ御帳合ヲ以相通申候事
- 一、御本陣御備頭衆江小使兩人ツツ昼夜相詰居申候事
- 一、御勘定所江小使三人ツツ昼夜相詰居申候事右ハ詰ノ御門并搦手御門番兼役ニ相勤申候事
御武頭留附方へ小使兩人ツツ昼夜相詰居申候事
- 一、御持場御台場、遠見番所へ兩人ツツ其外御武頭使番老人ツツ相勤仕罷在申候
(中略)
- 一、拙者共之御陣屋詰三十七人之処五人アツケシ出張御陣屋江被相廻三十式人ニ罷成居候処老人死亡ニ相及御人数都合六人不足人ニ而公辺向不相濟事ニ而番代人六人相立候事
- 一 三月廿六日ハ修羅前并稽古御取立ニ罷成居申候事
- 一 御陣屋御敷地江一ノ宮御建立ニ付士風一統御寄進申上候事
- 一 甲冑ニ而修羅前備立御備頭衆ニ御見分ニ相入申候事
- 一 御旗警固為 与兵衛 十三郎 綱五郎 右三人御備立附被仰付候事

(4) エ『御請書案』

御請書案

東地シラライ

字ウトカンベツ

一 元陣屋地 三拾七万五千坪余

一 同絵図面壹枚

右者御名元陣屋地所御改之上御渡相成奉請取候尤境界之義者御別紙絵図面朱引之通東タン子コツ山西之方シラライ川手前山際限り北ウトカンベツ山惣構と可仕旨被渡奉承知候乃御請書如件

安政三年辰年五月五日

四竈英馬 判

高橋健吉 判

相原助三郎 判

今野謙吉 判

御請書案

東地シラライ

一 秣場地所

表口壹里程奥行シラライ山迄

但ウトカンヘツ御陣屋構方ユウフツ境ベツベツ川迄海岸方凡三拾町程山入

一 絵図面壹枚

右者御名元陣屋附秣場御別紙絵図面之通御渡相成奉請取候尤表ロウトカンヘツ陣屋山際よりベツベツ川迄海岸方凡三拾町程水源山入之万境といたし東西川筋シラライ山迄境界与相心得若標示杭腐朽いたし建替候節者御場所詰御調役江申立可請御差図且秣場之内ニおゐては人共山川漁獵等は迄之通可相心得旨被仰渡奉承知乃御請書如件

安政三辰年五月五日

四竈英馬 判

高橋健吉 判

相原助三郎 判

今野謙吉 判

(5) オ『蝦夷地警固御人数調』

御備頭一、武頭一、目付、歩目付二、小人目付六、帳付二、御勘定所役統取一、御勘定所役一、鑓士七、大筒討七、御雇大筒討七、医師二、螺吹一、武頭手前留付二、御預足輕三十、大工一、手木一、人足十二、出入司手前物書一、従卒

(6) カ『蝦夷地御用日誌』

来月二日当陣屋御上棟の節祭式御取行に付士風一統え御酒、御肴被下置候条、御日昼四ツ時揃にて罷出候様可有之 以上 八月晦日 秀之進

尚シラライ口人等一統江も御酒被下旨其心得首尾可有之、此段も御渡し候 以上

右の通九月朔日三宅方より参り申候 直々御勘定人手前え相廻申上候

来る二日御上棟の義申渡置候処指支の節有之追て定日の義可申渡事申来候処来る三日御上棟の御伺祝御取おこないに付士風一統之御酒、御肴被下置候条同日朝四つ時揃にて罷出候様可有之 以上

(7) キ『岩谷堂藩兵記録』

九月十一日御陣屋中御普請御出来ニ付御武頭衆御移ニ罷成拙者共義翌日取移申候

(8) ク『目付多川仲之丞日記』

安政四年四月七日条

御陣屋御家作向拝見御囲向等も同様也、御家作は惣て出来御囲之土手江柵を相廻候儀は未だ惣出来者無之、表御門左右柵相出来候斗ニ而其外は相出不申此節切角御大工共働居候而無程出来かと存候、御囲向等之義は随分御立派事に候、御長屋々々も同様也

安政四年五月十七日条

一 於エトロフー 御立方相成候御材木等ハ南部大畑ニテ御切組被相廻、過十一日当初江着ニ相成候
安政四年七月十一日条

一 於アツケシー 未ダ天井板、縁板等、船着無之、半途ニ相成候

(9) ケ『蝦夷地御警備方ニ付箱館表御用立候御入料金高調帳』

一、金千七百拾両也

但白老御勘定所江御廻金

一、金九百拾八両三步也

但白老御陣屋御普請御入料於箱館御用達野口屋又蔵江直々相渡候様白老詰役々申遣候ニ付相渡候分

一、金三百六拾六両貳歩貳朱也

代貳貫百貳拾壹文

但白老御陣屋ニ而御用立候夜具家具等御買上金右高相渡候様同所役々方送り申来相渡候分

(10) コ『蝦夷地道中記録』

○御陣屋左右小川也

○此水詰御門前深堀へ引入常ニ水充滿

○後ろ二十間程隔、築地根通小川流也。此川越て一丁程隔北え峰長山有。是より奥五里程隔

○シラライ山、大山有。是迄御持場也。又東ハ御陣屋腰を廻り小川有。又三丁程隔山有。是山も峰続北に長く後ろ西山え御本丸。うしろ三丁斗隔つ。塩釜宮御遷一社御建立有。是より東の山合三、四丁の谷沢也。又南は同、北に峰長小山有。此間も二里余奥へ二丁斗の沢也。其山より南は方七、八里の野原なり。此内に奥山より出る小川数々有。此川々海落口にて鮭、鱒或は小魚の漁有。且山中は鹿数多熊、狐有。産物は鮭、鱒、雑魚、昆布、鹿皮等、材はモミ、ツカ、カツラ其外に雑木は檜、栗、ハンノ木等甚多シ。土地は昔タルマイ嶽始て焼崩の時、彼山の土降来と云。赤、白の砂土三尺程深し、底は黒土也。此道辺二、三里に限る。此焼土は土石共至て軽く皆浮て流るる也。故に諸作は植て不熟、山合或川押の跡等砂地有、是等を畑に開、大根、大角豆等仕付見るに相応に熟し候

(11) サ『東蝦夷日誌』

シラライ（白老）（従ホロベツ會所八里廿七丁、陸地七り、従境目六里十七丁五間、制札、備蔵、會所、通行や、勤番所、板くら五、茅くら、馬や、漁や）土地東南向、素（洲）濱、船沖懸り、土地平地なり。一里餘上に到る。山有。辯天社・阿彌陀堂（慈覺大師作、三尊彌陀）。名義、シラウは虻の事也。此地に多くが故號し也。土人（文政改、七十二軒、三百三十餘人。安政改、八十二軒、三百九十九人）。産物、鱒・鮭・昆布・鱈有。鮓。雑古粕・鹿皮・椎茸・海鼠多し。又紫根多し。惣て此邊北西山を受、巳午向濱にして暖氣也。是より沙濱なり

仙臺藩陣屋 旭岡の十景

△又是より上（十二丁）仙臺家陣屋（安政甲寅年（元年）立り）有。西に白老川を被処、三好監物繩張にて築き、旭岡と號く。川水を曳、沼地を掘て用水をなし、是に鹽竈社を勧請し、邸中より眺望する處を以て十景を作る（啓明山霞、磐井川櫻、宮川夕立、中川夏月、大野萩、新川氷、泉橋眺

望、月峰鹿、泉川雪、旭岡神祇)。

是皆三好氏の功業なり

宮柱大(太)しく立てて 祈りける 照日のおかに 君が八千代を 三好監物

(12) シ『御預足輕岡元武治日記』

一 十八日朝ヨリ天気快晴同日御陣屋御普請荒々出来ニ付御悦之ため御人数壹銃江御酒頂戴仕候夫ヨリ蝦夷共江百五拾人斗江於御玄官前御酒極下候何レ茂蝦夷共酒酔ニ相成歌おとり様之事仕候得共一円ニ相里かり不申事致大キ賑々敷候夫ヨリ頭々ニ玄米壹膳取糍壹膳葉煙式把ツツ極下候事其外女の子せがら共ニハむさび極下候事

一 三日暁半時頃大震朝ヨリ天気宜候得共此朝之寒サ之義ハ寒中逆茂無御座寒サ候夫ヨリ御人数壹銃大手御門外ニ而調練御座候所同朝之寒サニ而大キニ迷惑仕候其後朝五ツ時頃相成追欠山ニ相登り候処私杯ハ御勢子廻し方相成候所鹿式疋狩負仕指上申候此日御陣壹宇位相出候御勢子ハ蝦夷人百人余も極相出其外会所番人拾人相出候事

此日鹿之数百三拾五尾討留ニ相成御帳附御座候夫ヨリ御陣屋御人数壹銃江御酒極下候事此日御人数上下二百四五拾人ニ御坐候但御勢子共ニ調練之節ヨリ詰め土方ハ馬ニ乗指小旗相立罷出候事外之侍方ハ皆陣羽織ニ而相出候私共ハ皆々野羽織陣笠ニ而相出し候得者真先ニ金丸之御旗相立仕候所何レモ賑々敷事可申様無御座候

(13) ス『入北記』

十五日、海浜四里半を歩してコイトエ、それより又四里半を歩し白老の会所に宿す。途中地味焼け土多く、開墾にはよろしからず。仙台陣屋より一条弥三郎使者、に來る。鎮台の居の間にて逢いになる処、弥三郎敷外に一礼して間内に入り候処、失礼にては無之哉と用人より問合せになる。一条問合せの間違ひにて誤り候段申断りてすむ。使者勤の時仙台押掛其外贈り物あり。

十六日、仙台陣屋江鎮台始石場齊容其外役々入り込みになり候処、備頭三好武三郎其外用談数刻に及ぶ。此の三好は兩三年前迄は、江戸屋敷留守居を勤め、少し学才ある人にて、書生杯を愛し、諸藩の様子等承り、為国の為なけき事をそろそろいたしたる小奇士なり。蝦夷地等にも望をかけし人にて、態度此の地に詰め來るなり(詰人数三百人計りと云とも上下三百人はなしと推察す)陣屋一通見分等ありて砲術等一覽

(14) セ『入北記』

十六日 晴

一、今日敵藩陣營見分ノタメ滞留 巳時鎮台齒薄ヲ整へ御陣屋へ參ラレケル 僕辰前ヨリ參り待チ居リタリ 篤ト陣屋ノ形状ヲ一見セシニ營柵向大抵出来ス 尤場所モ廣クシテ 海岸ヨリ隔ツコト十四丁 其間大路ヲ築キ 兩傍ニ並松ヲ植シテ松種ヲ蒔キ置キタリ 西海岸マシケ左竹公ノ本陣ヨリハ雲泥ノ違ヒナリ 唯惜ムベキハ地味至テ宜シカラズ 大抵焼砂多ク開墾ニハ容易ナラザル処ナリ 御備頭三好武三郎等ノ嚟ニテ聞シニ 御陣屋後口ニハ可ナリノ土地一万石位アリテ当年野菜ヲ植シニ大ニ宜シキ由 然レバ山麓ニハ地味ノ宜シキ所コレアルヤニ見ヘタリ 喜ベキトコロナリ 併 シヤマニ クシリノ地味ニハ至ルマジ 午後大筒、小筒ノ調練ヲ鎮台見分ニ入りシガ 別ニ仕損ジモナク可ナリ手際モ宜シク見ヘタリ

(15) ソ『仙台藩白老經營書』

白老元御陣屋は同所ヨリも段々申上候要害宜敷所御普請等も宜出来公儀衆始外人見聞仕候者何も浚に居候様子ニ御座候間御安心被成下度候廻り太手并新川等不殘出来用水揚口も見立之通出来候由御家作雪除木舞迄懸候事ニ吟味仕御入料迄も格別ニ御入増にも不罷成御下知高の内少々御劣ニ

相成候取調にて只今と罷成り候方は七月末日を八月中迄の白老ニハ無御座候

(中略)

拙者共志願ヲ以御陣屋之内馬場并星場築立献申上候処四釜英馬殿ヨリ御遣寄持成候ニ思召ヲ以御金三百疋一統へ酒戴被仰付旨英馬殿江相達申候事

六月ヨリ拙者共一統ニテ御門目付之处、折廻升形土手築立献上仕候ニ付、為御賞ト金拾兩御樽御肴共ニ頂戴被仰候事

(16) タ『白老郡引継書』

仙台北陣家建物

本陣	梁間六間半	桁間十間半	一棟
兵屋	同五間	同十一間	
	同七間半	九間	
	同六間	同七間半	三棟
厩	三間	同五間	一棟
稽古場	同二間	同七間	一棟
長屋	同七間半	同十七間	一棟
麴室	同四間半	同五間	一棟
板蔵	同三間	同十間	
	同三間	同四間	三棟
火薬蔵	同一間半	同三間	一棟
稽古場	同三間半	同三間	一棟
門番所	同一間半	同三間	
大砲入場	同二間	同六間	一棟
鉄砲見張場	同一間	同一間	一棟
塩釜社	同一間半	同二間	一棟
長家	同五間	同十二間	
	同五間	同十一間	三棟

但此二棟多少明ニ相成候分

冠木門 壺所

(中略)

御備蔵 御備馬

御備蔵 梁間三間 桁行四軒 壺棟

御備馬 式百五十五疋 内 牡百廿七疋 牝百廿八疋

(17) チ「伊達氏蝦夷地警衛持場備筒調書」

蝦夷地御警衛御持場江御備筒等左之通

白老元御陣屋

一擦木流六百目唐銅御筒車臺附式挺

一下易流三百目唐銅御筒車臺附壺挺

右何も小道具共

一玉薬火繩、先以壹挺ニ付四百發宛之高被相備、段々被相下、火薬者於彼地ニも調合為仕候方と吟味仕、向々申渡置候

アッケシ御陣屋

一坂本流五貫目唐銅御筒車臺附式挺

一外記流百目御筒摺臺附壹挺

- 右何も小道具共
- 一玉薬火縄前同断
 - 子モロ御陣屋
 - 一坂本流唐銅三百目御筒車臺附壹挺
 - 一擦木流鐵貳百目唐銅御筒車臺附貳挺
 - 右何も小道具共
 - 一玉薬火縄前同断
 - クナシリ御陣屋
 - 一坂本流唐銅十貫目御筒車臺附壹挺
 - 一同七貫目御筒車臺附壹挺
 - 一擦木流鐵貳百目御筒車臺附四挺
 - 一三貫目ハント御筒車臺附壹挺
 - 一坂本流百目御筒摺臺附壹挺
 - 一同流百目抱筒壹挺
 - 右何も小道具共
 - 一玉薬火縄前同断
 - エトロフ御陣屋
 - 一坂本流唐銅拾貫目御筒車臺附壹挺
 - 一三貫目ハント御筒車臺附壹挺
 - 一坂本流唐銅五貫目御筒車臺附貳挺
 - 一擦木流鐵貳百目御筒車臺附三挺
 - 一不易流五拾目御筒壹挺
 - 一諸流十匁御筒五挺
 - 一四匁唐銅御筒貳拾挺
 - 右何も小道具共
 - 一玉薬火縄前同断
- 以上

(18) ツ「白老場所様子大概書」『東蝦夷地各場所様子大概書』

白老

- 一、会所 御雇支配人番人十人但桁行一六間梁間五間 此内所の番屋々々え一人二人宛相廻申候
- 一、下宿所二ヶ所 但桁行一五間同七間 梁間四間同三間
- 一、板蔵二ヶ所 但桁行四間同四間 梁間三間同三間
- 一、塩鮭切蔵一ヶ所 但桁行十間梁間三間

(19) テ『北海道史蹟名勝天然紀念物調査報告書』

「白老の仙臺陣屋址」

五、來歴

安政二年四月仙臺藩は東蝦夷地白老より知床岬に至る一帯の地並島嶼の警衛を命ぜられ元陣屋を勇拂に出張陣屋を根室、國後、擇捉に置くべく豫定せられしが同藩は調査の結果勇拂は不便なりとし白老を以て之に代へんことを請ひ許可せられ同三年備頭氏家秀之進、武頭四竈英馬等を遣はし壘を白老に築きて元陣屋と爲す。同四年三月箱館奉行村垣淡路守巡回し來り檢分す。同年備頭三好武三郎（後監物と稱す名は清房）來り交代す。野作東部日記（市川十郎著）に曰く、陣屋南に向ひ其地二萬坪餘、其外匝の地三十七萬坪、陣營の東に宇土勘山あり、川沿間より出て水頗る清冷、又北に茶師古津山あり、陣營の東西丘上に仙臺の秣場の榜示を建つと。北方數町の丘

上に鹽竈神社を東方數町の丘上に愛宕神社を勸請す。又東蝦夷日誌（松浦武四郎著）に據れば、陣屋内より眺望する所を以て十景を作る啓明山霞、磐井川櫻、宮川夕立、中川夏月、大野萩、新川水、泉橋眺望、月峰鹿、泉川雪、旭岡神祇是なり。武三郎の歌に曰く

宮柱ふとしく建てゝいのりける 照る日の岡に君が八千代を

安政六年十一月白老、十勝、厚岸より根室西別境迄、國後、擇捉（紗那を除く）を藩領として賜はる尚白老を元陣屋として經營す。明治元年夏奥羽の騒亂により兵を撤し、爾後廢壘となり、其地を官有として保存し今日に至る

六、現状

陣屋跡は白老川支流ウトカンベツ川と無名の川との間に在り南方の入口に土壘を存し之より本壘まで約百二十間本壘は圓形にして壘、濠共合せ直徑約七十間あり荒蕪に委すと雖も當時の規模を見るを得べし。又數多の松苗を道路の兩側及び壘内に栽植せし由なれども今は壘内に八株、壘外に一株存在するのみ其成長佳良なり

鹽竈神社の跡は北方丘岬にあり縦約十二間、横約六間を均らして社地とし今該神社の礎石を存す又後に建たる小社及び松樹目通周回四尺七寸のもの一株現存す。其地今細川侯牧場内に屬す愛宕神社跡は東方丘上にあり地を均して建てたる跡並に文久元年の石燈籠の破片等存す此處は出願者あるも許可せず官有地として保存せり

陣屋の南西數町白老村山本萬吉所有の畑の中に四基の墓あり左の如し

仙臺手木惣兵衛墓 安政四年六月二十五日

仙臺宮城岡田彦太郎墓 安政四年十二月二十三日

仙臺荒町正藏墓 安政五年四月七日

仙臺梅澤傳左衛門小者惣八墓 安政五年

七八年前白老村に在る仙臺人約二十名相會して仙臺人會を組織し爾後毎年六月十五日鹽竈神社の祭典を執行し又盂蘭盆には前期の墓に參詣すと云ふ

七、保存條件

仙臺藩が本道に盡しゝ遺跡として現状の儘保存すべし、陣屋の附屬たる鹽竈神社跡、愛宕神社跡並に墓も共に保存せば最も可なり。管理は村役場をして適宜の方法を採らしむべし

(20) ト『仙台藩元陣屋用地の引継ぎ事情』

安政3(1856)年5月5日、白老元陣屋地所の引渡しが行われた。その規模、陣屋地所 37 万 5 千余坪、附屬の秣場地所が「表口壺里程、奥行シラライ山迄」とある。

引渡しに際して箱館奉行所は、秣場については、在来住民の山川漁獵などの慣行利用の容認、また、殊には白老川沿いなどに「人留山」なる立入禁止区域を設定による在来住民権利の嚴重な保護を条件づけた。

地所設定の範囲について、元陣屋側に不満が残り、防衛機能を高めるためには「シラライ川向山フヘツ境迄」に拡張して欲しい旨を願い出た。これに対して箱館奉行所は「要害地ニ見込置候義者不苦」、つまり要害地と見なす分には差支えなしと回答した。

参考資料 4 航空写真

(1) 昭和 23 (1948) 年 9 月に米軍が撮影した航空写真



(2) 昭和 51 (1976) 年に撮影した航空写真



参考資料 5 参考文献

- 岩波書店(1998)『広辞苑第五版』
NPO法人ウヨロ環境トラスト(2006)『ウヨロ川中下流域の里山自然環境調査報告書』
河野常吉(1916)「白老の仙台陣屋址」『北海道史附図』
国土交通省北海道開発局(2016)『ポロト湖畔自然環境現況調査報告書』
佐藤宏一(1975)『東蝦夷地仙台藩陣屋考』
佐藤宏一(1995)「白老元陣屋管見」『仙台藩白老元陣屋資料館報第1号』
佐藤宏一(2010)「仙台藩白老元陣屋絵図管見」『仙台藩白老元陣屋資料館報第15・16合併号』
三省堂(1995)『大辞林第二版』
小学館(1995)『大辞泉』
白老町(1995)『白老町シンボル公園自然環境調査報告書』
白老町(1997)『白老町萩の里自然公園(シンボル公園)自然環境調査報告書 調査結果目録』
白老町(2002)『ポロト湖畔低湿地帯の植物調査報告書』
白老町(2011)『ヨコスト湿原自然環境調査報告書』
白老町(2012)『白老町都市計画マスタープラン』
白老町(2015)『白老町地域防災計画』
白老町(2016)『白老町教育推進基本計画(白老町教育大綱)』
白老町(2020)『第6次白老町総合計画』
白老町(2020)『令和2年度白老町統計書』
白老町教育委員会(1970)『史跡白老仙台藩陣屋跡土墨鑑定調査書』
白老町教育委員会(1971)『白老町の仙台陣屋址の植物目録』
白老町教育委員会(1982)『史跡白老仙台藩陣屋跡Ⅰー昭和56年度環境整備事業概報ー』
白老町教育委員会(1984)『史跡白老仙台藩陣屋跡Ⅱー昭和58年度環境整備事業概報ー』
白老町教育委員会(1985)『史跡白老仙台藩陣屋跡Ⅲー昭和59年度環境整備事業概報ー』
白老町教育委員会(1986)『史跡白老仙台藩陣屋跡Ⅳー昭和60年度環境整備事業概報ー』
白老町教育委員会(1986)『史跡白老仙台藩陣屋跡保存管理計画』
白老町教育委員会(1989)『史跡白老仙台藩陣屋跡樹木調査報告書』
白老町教育委員会(1996)『史跡白老仙台藩陣屋跡環境整備事業報告書』
白老町教育委員会(2001)『白老町の文化財ガイドブック』
白老町教育委員会(2015)『第2次白老町社会教育中期計画』
白老町町史編さん委員会(1992)『新白老町史(上巻)』
白老町町史編さん委員会(1992)『新白老町史(下巻)』
戸祭由美夫(2018)『絵図にみる幕末の北辺警備 五稜郭と城郭・陣屋・台場』
はこだて外国人居留地研究会(2013)『150枚の画像が語る幕末・明治の国際姉妹都市ハコダテ』
函館市(1980)『函館市史〈通説編第1巻〉』
文化庁文化財部記念物課監修(2005)『史跡等整備のてびきー保存と活用のためにー』
文化庁文化財部記念物課監修(2010)『発掘調査のてびきー集落遺跡発掘編ー』
文化庁文化財部記念物課監修(2013)『発掘調査のてびきー各種遺跡調査編ー』
文化庁文化財部記念物課監修(2015)『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』
文化庁文化財部伝統文化課監修(2015)「文化財の効果的な発信・活用ガイドブック」『平成26年度文化財の効果的な発信・活用方策に関する調査研究事業報告書』
北海道大学附属図書館編(1990)『日本北辺関係旧目録』
北海道庁(1924)『北海道史蹟名勝天然記念物調査報告書』
北海道立アイヌ民族文化研究センター(2007)『アイヌ地名を歩く～山田秀三の研究から～』
松浦武四郎(著)・吉田常吉(編)(1984)『新版東蝦夷日誌』
松木覚(1978)『北に生きる武士団』
山川出版社(1997)『日本史広辞典』
吉川弘文館(2006)『日本軍事史』

史跡白老仙台藩陣屋跡保存活用計画

発行日 令和3(2021)年3月

編集・発行 白老町教育委員会

〒059-0906 北海道白老郡白老町本町1丁目1-1

Tel.0144-85-2666

URL:www.town.shiraoi.hokkaido.jp/bunya/jinya

E-mail:jinya@town.shiraoi.hokkaido.jp